

6 吹福障第 435 号  
令和6年4月30日  
(2024年)

就労継続支援 A 型事業所  
就労継続支援 B 型事業所 各位

吹田市福祉部障がい福祉室長

「障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業」の意向調査について(照会)

標記について、厚生労働省から「障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業」の国庫補助協議の通知がありましたので、下記のとおり、意向調査を行います。意向がない場合は、回答不要です。

## 記

### 1 事業内容

「令和5年度障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業の実施要綱」のとおり

### 2 留意事項

- (1) 補助率は国 10/10。上限額は 1 施設又は事業所あたり 15,100 千円。
- (2) 市の予算成立後(令和6年9月以降)の交付決定となります。予算状況によっては事業を実施しない場合も想定されます。あらかじめご了承ください。
- (3) 応募多数の場合は、障がい福祉室にて提出資料をもとに優先順位を決定します。ご了承ください。
- (4) 協議どおりの内容で内示が出ない場合があります。
- (5) 国の内示日以降から今年度中(令和7年3月末まで)に導入した機器が補助対象となります。
- (6) 本事業は就労系障がい福祉サービスにおける ICT 機器等導入支援事業の補助金と補助対象が重複することから、併給できません。

### 3 提出書類

- (1) 別紙3 障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業 事業計画書
- (2) 別紙4 障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業 積算内訳書
- (3) 導入する機器のパンフレット及び見積書(2者以上)等
- (4) 経営改善計画書若しくは賃金向上計画又は事業所工賃向上計画シート(令和 6~8 年度)の写し
- (5) 収支予算書

上記書類は、吹田市 HP よりダウンロード願います。

<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1022377/1034260.html>

### 4 提出方法

上記 3 の提出書類を電子メールで提出してください。

提出先メールアドレス：[keikaku-shogai@city.suita.osaka.jp](mailto:keikaku-shogai@city.suita.osaka.jp)



### 5 提出期限

令和6年5月24日(金)17時まで 厳守

吹田市 HP